

平成 21 年

第 1 回市議会定例会 議案第 36 号

函館市特別会計条例の一部改正について

函館市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 2 月 27 日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市特別会計条例の一部を改正する条例

函館市特別会計条例（昭和 39 年函館市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 5 号を次のように改める。

(5) 地方卸売市場事業特別会計 地方卸売市場事業

附 則

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の第 1 条第 5 号に規定する水産物地方卸売市場事業特別会計に係る平成 20 年度の収入および支出ならびに決算については、なお従前の例による。

（提案理由）

水産物地方卸売市場事業および青果物地方卸売市場事業を地方卸売市場事業特別会計において経理することとするため